

## ■平成26年度第2回のPTA等共済法研修会が開催されました。全共済団体が参加！



2月12日自治体向け研修会  
で挨拶する鍋島室長



2月12日自治体向け研修会



2月13日団体向け研修会  
(グループ討議の様子)

平成27年2月12日（木）と13日（金）に標記の研修会が開催されました。

12日（木）は都道府県教育委員会担当者向け研修で9道県11名が参加、13日（金）は団体向け研修で27団体50名が参加されました。団体向け研修では、前回に引き続き過去最大の参加人数となったほか、今回はじめてすべての認可団体が参加となりました。新しい公益法人制度を背景に各機関の役割と責任が重要視されるなか、参加者のうち、約3割が会長・理事長・理事・監事などの非常勤役員となるなど、役員意識の高さも感じられるものとなりました。

今回の研修のテーマは、「共済事業の見直し」でした。法の施行から4年目を経過し、共済事業開始後3～4年目を迎える団体が半数近くあります。認可申請当初の事業計画や収支予算どおり事業が実施されているのか、どんな問題が発生し、対応すべき問題は何か等の振り返りや各テーマ毎にグループになってもらい、他の共済団体との情報交換もしながらグループ討議をしていただきました。共済規程や共済掛金等の見直しは、様々な観点からの検討が必要であり、時間を要するものです。計画的に実施するのが望ましいと思われます。

さて、今年度になり、児童生徒数が減少しているのに、災害発生件数や共済金支払件数が増えているとの状況をお聞きするようになりました。各共済団体のチラシ等による周知の効果もあり、共済事業の認知度が上がってきているものと思われませんが、災害を防止する取り組みである安全普及啓発活動等の取り組みの必要性を認識するとともに、今後の充実に向けてさらに取り組んでいただきたいとの思いから、今回の研修では、各共済団体の取り組み状況を共有した他、特徴的な取り組みの事例発表等をしていただきました。

限られた時間の中で、多くのことを盛り込みすぎて、説明が十分でなかったり、省略した部分もあり、主催者側としては大いに反省しているところではありますが、次号以降回数にわたって、各項目少しずつ取り上げ、説明の補強をしたいと考えています。研修の成果を今後の共済事業運営に役立てていただければと思います。

## ■新しく認可された団体の紹介 ～一般社団法人新潟県高等学校PTA安全互助会～

平成22年10月に開催された共済法説明会を受講したときは、共済事業実施のゴールは遙か彼方、宇宙の果てにあるような感じで聞いていたことを思い出します。それでも吉谷係長の適切な指導と資料提供をいただき、そして各県事務局からのアドバイスや先進事例を参考にさせていただきながら社団法人を立ち上げ、ようやく今年1月、事業認可までこぎ着けることができました。

しかし、まだ建物ができたばかりの段階です。この建物に県高P連の会員全員から入会していただく大仕事が残っています。気を緩めずに取り組みます。ご支援をお願いいたします。

(事務局長 赤川勝矢)



2014年11月社員総会の様子

■FAQ Q1：決算書を見るのが苦手です。また、経理や会計処理となるともっと苦手です。とはいえ、知らないとも言えず何とか独学で勉強しようと考えています。何か参考となるものはありますか。

A1：PTA等共済法に基づく共済事業を実施する共済団体が作成する決算書は、とても難解なものです。公益法人会計をベースとして、さらに保険や共済事業に独特な各種準備金等の会計処理の知識が必要になります。

通常の経理処理や決算書ができる仕組みを理解するためには、少なくとも日本商工会議所で実施している日商簿記検定試験（商業簿記）2級程度の知識が必要であると思います。単に決算書を見るだけでは、日商簿記検定試験3級や大阪商工会議所で実施している「ビジネス会計試験3級」程度でも良いのかもしれませんが、これらは、市販のテキスト等が書店で販売されています。公益法人会計については、一般の企業会計とも異なり専門的で、保険・共済事業については、もっと特殊であるため、普通の書店では取り扱いがないと思います。紹介して欲しい方は、御連絡下さい。

## ■おしらせ

・次年度以降に役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要になる場合がありますので、お早目に御相談ください。  
・3月中旬以降、「PTA等共済法に基づく共済事業の認可申請に関する意向調査について」を依頼する予定です。本調査は、平成27年4月1日（来年度）現在の共済事業の担当者や認可申請等の意向をお聞きするものです。異動等がある場合は、新しい担当者の方へ引き継ぎをよろしくお願いいたします。  
・年度末に必要な対応として、共済契約締結や各種準備金等の積み立て等があるほか、次年度に実施する予定の安全普及啓発活動等諸届出があります。ご注意ください。

共済事業認可を御検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会の御担当者様、御相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室まで御連絡ください。一緒に解決していきましょう！



## ■ 共済団体のご紹介

### 一般社団法人沖縄県高等学校安全振興会（共済事業開始：平成25年4月）

ここ沖縄は、最高気温が20℃を少し下回る程度で、他府県から見ると随分暖かいように思われますが、風があって体感的に気温を押し下げ寒さに震える日々もあります。とはいえ、1月中旬から沖縄本島北部では桜祭りも開催され、春めいた気分になります。（沖縄の桜前線は北から南下します。）

本振興会は、平成25年4月に一般社団法人に移行して2年目を終えようとしています。県等、担当部署の指導、さらには公認会計士による初めての監査など業務変更の中での活動となっておりますが、互助会時代からのベテラン職員の頑張りもあり何とか乗り越えている状況です。

全国高等学校等安全互助会連絡協議会の福岡大会でも話題になりましたが、共済事業の周知活動を進めていったせいか、共済金の支払請求の数が増加しており、共済掛金額の変更も視野に入れなければとの思いもあります。しかし、まずは事故の数を減らすことが第一と考え安全教育普及事業

にさらに力を入れたいと思います。

来年度の第5回全国高等学校等安全互助会連絡協議会の総会及び研究大会は、ここ沖縄県で開催されます。福岡県の事務局から総会の資料を引き継ぎましたが、文部科学省や県教育委員会との調整等やらねばならないことが山積みです。これから頑張ってお客さんをユイマールの地、沖縄へご案内できるよう準備を進めて参ります。会員の皆様方と10月22日に沖縄でお会いできますことを楽しみにしております。（事務局 瀬名波 任）

### 一般財団法人福岡県高等学校安全振興会（共済事業開始：平成25年4月）

当会は、平成25年4月からPTA等共済法に基づく共済事業を開始致しました。今回は、コンプライアンス管理・リスク管理・個人情報管理に対する取組みについてご紹介いたします。当会では、次の2つの観点から取組みを実施しています。

#### 「共済加入者に対して不利益を与えないこと」

共済金の支払請求の手続きの徹底を図り、加入者への支払を確実にを行うために、新任事務長及び事務取扱者に対する研修を実施しています。さらに共済金不払い「0ゼロ」対策として、毎月初めにミニ監査を実施するとともに、4か月以上請求のない学校に対しては、請求漏れが生じていないかを確認する書類を送付しています。

#### 「役員等・事務局員の意識改革」

当会では、平成26年に一般財団法人への移行を完了していますが、新しい公益法人制度又は共済事業を実施していくにあたっては、役職員の意識改革も必要であると感じています。

役職員を対象に自主研修会を実施（平成26年度は2回）し、法人設立の事業認可までの経緯や共済規程他関連内部規程の理解を深めるとともに、事業の進捗状況、ミニ監査、内部監査の報告等についても確認を受け、現状把握に努めています。

また、コンプライアンス意識向上と未然防止の観点から、コンプライアンス委員会を開催して、コンプライアンスに関する目的について確認するとともに、他団体の事例等について研究・分析を行っています。

なお、これらの実施に合わせて、コンプライアンスや個人情報管理に関するセルフチェックも実施しております。この他、個人情報管理についての管理状況を確認するとともに、具体的な対策や賠償責任保険、役員等の保険加入についても検討をしています。（事務局 羽田野 正和）



H27年2月20日  
福岡県高等学校安全振興会役員会

### PTA等共済室

- 2月12日（木）平成26年度第2回PTA等共済法研修会（自治体向け）
- 2月13日（金）平成26年度第2回PTA等共済法研修会（団体向け）
- 2月16日（月）TPP交渉に関する説明会に参加
- 2月25日（水）一般財団法人青森県高等学校安全互助会 PTA共済事業運営研修会



H27年2月25日  
青森県高等学校安全互助会研修会



H27年2月13日 団体向け研修会(グループ討議・事例発表)の様子

## ■ 編集後記 「東風吹かば、匂いおこせよ、梅の花、主無しとて、春を忘るな」(菅原道真)

東京で雪が降ると必ずテレビ中継がでる地域に住んでいますが、我が家の庭の片隅にある梅の木も花を咲かせ始めました。梅の花は、目でも鼻でも楽しめるものです。梅の木が欲しくて近くのホームセンターで鉢植えを買い、後で庭に植えなおしたものです。まだ、たくさん咲いているわけではありませんが、木のそばに行くと梅のいい香りがします。昨年末、高2の息子が福岡長崎に修学旅行に行きました。最終日に大宰府天満宮に行ったと聞き、この歌知っているかと聞いたところ、なんと恥ずかしいことに知らなかったようです。いくら国語が苦手とはいえ、そこに行ったなら、必ずガイドさんが紹介するものであると思うし、是非覚えてほしいと思い、同じく国語の苦手な私が解説をしました。「知らぬなら、歌い覚えよ、梅の歌、国語苦手とて、之を忘るな」苦手でも何とかなるものです。

（PTA等共済室：日商簿記2級、元東商福祉住環境コーディネーター検定事務局 吉谷）



庭の紅梅